平成２４年（フ）第４５１号
北海道士別市中士別町７線東14番地
破産者　蜂谷　朝一
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
北海道上川郡美瑛町東町４丁目５番12号
破産者　阪上　博子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３６３号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10―８―410、住民票上の住所和歌山県橋本市古佐田２丁目３番８号
破産者　上田昌義こと　上田　政博
1　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
2　一般調査期日　平成25年９月30日午後１時40分
平成25年７月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県海部郡飛島村木場２丁目91番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区一色新町２丁目401番地
破産者　株式会社エコサポート
1　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
2　一般調査期日　平成25年10月23日午後１時40分
平成25年７月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５３号
大阪府阪南市尾崎町２丁目14番12―１号、前住所大阪市西成区花園南２丁目７番12号フォレスタ花園201号
破産者　上東　龍一
1　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
2　一般調査期日　平成25年10月８日午後１時30分
平成25年７月24日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１１号
大阪府泉佐野市下瓦屋1194番地の２、住民票上の住所大阪府泉佐野市松風台３丁目７番地の１
破産者　皆見伸二郎（旧姓岡田）
1　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
2　一般調査期日　平成25年10月８日午後１時30分
平成25年７月24日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６１号
長野県伊那市東春近4902番地４
破産者　小林　和彦
1　期日　平成25年９月４日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
平成25年７月24日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第５号
長野県伊那市境1563番地　向山里美方、破産手続開始決定時の住所長野県伊那市高遠町西高遠635番地１
破産者　北原　隆光
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０５２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目１番９号
清算株式会社　バランセ株式会社
代表清算人　塩田　大介
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
長崎県諫早市小長井町井崎2324番地15
再生債務者　マルゼン管理開発株式会社
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再）第２号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地４
再生債務者　川本　善英
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月11日から平成25年10月25日まで
長崎地方裁判所大村支部

決議に付する決定

平成２５年（再）第１号
山口県美祢市秋芳町秋吉3451番地の１
再生債務者　株式会社秋芳観光ホテル秋芳館
1　決議に付する計画案　平成25年７月16日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年９月６日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月30日
平成25年７月19日　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２４号
兵庫県川西市丸山台２丁目３番地の56
再生債務者　安田　明成
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月26日から平成25年９月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第２６号
千葉県佐倉市臼井田1036番地４
再生債務者　岩田　政春
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月27日から平成25年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第６号
鳥取県米子市尾高922番地３　ピュアレジデンスＡ203、住民票上の住所鳥取県境港市東本町97番地
再生債務者　宮下　昌親
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月27日から平成25年９月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再イ）第１５号
青森市大字大野字前田74番地107
再生債務者　對馬　真弥
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年９月４日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第５号
岐阜市六条南１丁目１番16―1002号　フレストアルファ六条南
再生債務者　忍田　　大
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月28日から平成25年９月４日まで
岐阜地方裁判所